

## NEDO 懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026

～エッセンシャルワーカーの人手不足解消に資する AI を活用した業務プロセス改革～

### 【懸賞広告】

#### (1) 懸賞金の交付の対象とする課題

- ・ 懸賞広告の件名  
NEDO 懸賞金活用型プログラム／GENIAC-PRIZE 2026
- ・ 課題名  
エッセンシャルワーカーの人手不足解消に資する AI を活用した業務プロセス改革
- ・ 課題の背景  
日本では、高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、エッセンシャルサービス業における人手不足が深刻化している。これらのサービスの維持が困難となった場合、経済産業省の試算では、最大で 76 兆円規模の経済損失が生じると見込まれている。一方で、エッセンシャルサービス業における AI の活用は依然として十分に進んでおらず、生産性向上や付加価値創出の余地は大きい。このような状況を踏まえ、特に現場業務における人手依存の高い作業の効率化・高度化が課題となっている。あわせて、デジタルとフィジカルの両面からの業務最適化を図ることも期待されている。本事業では、エッセンシャルサービス業における人手不足の課題解消に資する提案を全国から広く募集する。AI の活用を通じたエッセンシャルワーカーの負担軽減や業務効率化に寄与する「AI システム」の研究開発および実証に関する提案を対象とする。その際、課題の解決を AI システムのみに限定するものではなく、センサーやロボティクス等のフィジカル技術との連携も含め、デジタルとフィジカルを組み合わせた統合的なアプローチにより、現場業務の効率化・高度化および業務プロセス全体の最適化の実現を目指す提案も期待する。
- ・ エッセンシャルサービス業の定義  
本事業におけるエッセンシャルサービス業とは、人々の生活に不可欠な物品又は役務を供給する業務と定義し、エッセンシャルワーカーとは、エッセンシャルサービス業の従業員と定義する。
- ・ 課題の例
  - 医療分野では、地域毎の医師偏在も背景に、地域医療を担う医療従事者不足が生じているほか、個々の医療機関等における診断書作成等の事務負担が業務全体を圧迫
  - 介護分野では、2040 年には約 57 万人の介護職員が新たに必要と推計。生産性の向上を図るとともに、勤務環境の改善等により業界全体として人材

確保を推し進める必要

- 農林水産分野では、農林水産業者の減少に伴い、生産活動環境および生産性が低下。農業で生計を立てることが困難になり、結果として、新規参入者の減少や生活環境の維持困難といった悪循環が発生
- 建設・インフラ分野では、激甚化・頻発化する災害対策や老朽化が進む社会インフラの維持管理・更新を担う技術者・技能労働者の確保が大きな課題となっている。社会資本や公共サービスの維持・向上のため自治体含めた官民双方での担い手確保が喫緊の課題
- 治安分野では、匿名・流動型犯罪グループ等によって敢行される特殊詐欺が治安対策上の最重要課題となっており、特殊詐欺に対処するため、警察や通信・金融等の特殊詐欺の被害抑止に関わりのある業界の負担・コストが増加しているとともに、被害者となる国民においても、犯罪被害に係る負担として膨大なコストを担わされている状況

※対応するユースケース例は特設サイトに別途掲載予定

## (2) 応募内容

### ・ 応募対象者

応募対象者は、日本国内の法人（企業、大学、国研等）、団体（官公庁、地方公共団体等）および農業・林業・漁業経営体（個人を含む）とする。ただし、応募者はユーザー（AI 利用者）であることを条件とする。

### ・ 応募要件

本事業では、ユーザーが必要に応じて開発者（AI 開発者や AI 提供者※個人を含む）と組んで応募することとする。具体的には、以下の形態のいずれでも応募することが可能とする。

- ユーザーと開発者がペアを組んで AI を開発・実証する
- ユーザーが内製で AI システムを開発・実証する

### ・ 国産基盤モデルについて

日本の経済競争力および産業基盤の強化、ならびにデータ主権や安全保障の確保を図るためには、国産基盤モデルの技術向上・普及が必要である。特に、AI をはじめとするデジタル基盤技術は、各産業の競争力や社会全体の生産性を左右する重要な要素となっており、海外技術への過度な依存を回避しつつ、自国の強みを活かした技術基盤を確立することが重要である。

本事業では、国産基盤モデルの開発・実証を通じて、その実運用環境における活用を推進し、国産基盤モデルの普及を図ると同時に、その過程で得られる知見やフィードバックを国産基盤モデル開発事業者に還元することにより、国産基盤モデル開発の一助とする。国産基盤モデルを活用しない AI システムの応募も可能

とする。ただし、開発・実証においては、いずれかの国産基盤モデルの活用を必須とする。※ロボット基盤モデルは除く

国産基盤モデルとは、日本国内で登記され、かつ、日本国内に開発拠点を有する企業・大学等が開発したモデルを指し、具体的にはフルスクラッチモデル、既存の基盤モデル（国産基盤モデルに限らない）を追加学習したモデル、国産基盤モデルをファインチューニングしたモデルとする。本事業で利用可能な国産基盤モデルを開発している事業者を特設サイトに「国産基盤モデル事業者リスト」として掲載する。

国産基盤モデル事業者リストには、事務局が認める国産基盤モデル開発事業者を了承の下でリストに登録する。リスト登録希望者も募集を行い、事務局の評価の上、順次リストに登録する。

リストへの登録希望者は、特設サイトに公開する基盤モデル事業者申請フォームから提出すること。

#### 提出内容

本事業において提出する内容は、以下とする。

- 取組概要 9月末まで
- AIシステムの開発・実証成果（提案書およびデモ動画）11月末まで

応募者は、特設サイトに公開するテーマ毎の応募フォームから、所定の事項を記入の上、応募すること。

応募者は、AIシステムの開発・実証を行い、その成果を事務局に提出する。提出方法は決定次第、本事業専用サイトにて公表する。提出する成果物は、提案書およびデモ動画とする。

提出物の詳細は以下のとおりとする。

#### ➤ 取組概要

応募者は、取組概要情報を事務局に提出する。取組概要は、取組予定の内容、利用する基盤モデル、取組体制（ユーザー、開発者）についての情報であり、特設サイトに公開する応募フォームから提出する。

募集は各テーマ個別に実施する。同一の応募者が複数のテーマに応募することを可能とする。

応募期間は、9月末までとするが状況に応じて延長する場合がある。

**事務局より応募が有効と認められた応募者のみ、その後の1次審査への応募を可能とする。**

#### ➤ 提案書

以下1)~4)の内容を、提案書にまとめて提出する。提案書のフォーマットは、特設サイトにて公開する。

1) 背景・テーマに関するユースケース・実現に向けた課題

2) ユーザーにおける変革内容

3) 要件定義に基づいた AI システムの開発

- ・ 国産基盤モデルを用いた AI システムの開発
- ・ 海外基盤モデルを用いた AI システムの開発 (任意)

4) 実証結果

- ・ 国産基盤モデルを用いた AI システムの実証
- ・ 海外基盤モデルを用いた AI システムの実証 (任意)
- ・ 各実証結果を踏まえた、審査に用いる AI システムのプロトタイプを選定

※国産基盤モデルを活用した AI システムを応募する場合：採用したモデルの採用理由を提案書に記載すること。

※国産基盤モデルを活用しない AI システムを応募する場合：比較検討した国産基盤モデルの不採用理由を提案書に記載すること。

➤ デモ動画

開発した AI システムプロトタイプの機能・使い方が理解できるよう、実証の様子をまとめたデモ動画を作成し提出すること。

デモ動画の長さは 3 分以内を厳守とする。動画が 3 分を超過する場合は超過部分を審査対象外とする。

(3) 懸賞金およびインセンティブ

・ 懸賞金獲得事業者

➤ 各順位の設定懸賞金額

1 位：1 億円 (1 者)

2 位：8,000 万円 (1 者)

3 位：6,000 万円 (1 者)

4 位：4,000 万円 (1 者)

5 位：2,000 万円 (1 者)

特別賞※：総額 3 億円程度 (複数者)

※チャレンジ賞や地域賞など特定のテーマ・項目に秀でた応募者に授与予定 (詳細は特設サイトにて別途公表)

➤ 表彰式への招待

➤ イベントでの PR

・ 全ての応募者

➤ 応募概要の特設サイト等での公表

➤ 成果発表キャラバンへの招待

※著しく提案内容が目的に合致しない場合は、公表/招待しないこともあり得る。

※原則、応募概要を特設サイト等において公表。なお、応募者の申し出により公

表範囲を限定できることとし、限定する範囲およびその理由についても併せて提案書に記載すること。

- ・ 特定のテーマ・項目の中で秀でた応募
    - イベント等での PR
    - 実装支援 等
- ※詳細は特設サイトにて別途公表

#### (4) 審査内容

- ・ 応募確認  
事務局において、提出された概要情報と本懸賞広告との合致性を確認し、エントリーの受領可否を判断する。必要に応じて事務局から応募者へヒアリングをすることがある。本懸賞広告との合致性は、以下の項目について確認する。
  1. 代替困難な社会インフラ機能を担う産業であるか
  2. AI 活用が、人手不足・付加価値向上など社会課題に対して即時的な効果をもたらしうるか
  3. 産業停止が国民生活や他産業へ重大な波及・影響を与えるか
  4. 国産基盤モデルを用いた開発・実証をしているか（ロボット基盤モデルを除く）本懸賞広告との合致性が認められない場合は、応募は無効となる。ただし、事務局が定める一定期間内に応募内容を修正の上、再応募することができる。応募の有効/無効の結果については、原則 10 営業日以内に事務局より通知する。
- ・ 1次審査  
審査は、(5) に示す審査基準のうち、「課題設定の妥当性」「技術の優位性」に基づき評価を実施、2次審査に進出する応募者を決定する。
- ・ 2次審査  
審査は、(5) に示す審査基準に基づき評価を実施し、最終審査に進出する応募者を決定する。
- ・ 最終審査  
最終審査では、プレゼンテーション（ピッチ）による審査を行い、最終順位を決定する。  
プレゼンテーションの審査は、一般公開の場で行う。詳細は、決定次第特設サイトにて公表する。

#### (5) 審査基準

審査基準を以下に示す。

審査項目	審査内容
------	------

課題設定の妥当性	人手不足解消や生産性向上に寄与し、当該分野の課題の解決に資する取組か。
業務の再設計・導入効果	<p>ユーザーの業務プロセス改革が、効果的且つ継続的に実施できているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業部門・情報システム等関係部門の連携が有機的に行われているか。</li> <li>・ 課題に直結したユースケースかどうか</li> <li>・ 業務構造を理解し、業務プロセスの再設計が適切にできているか。</li> <li>・ AI開発に関する知識・ノウハウがユーザー内に蓄積され、組織内で有効に活用されているか</li> <li>・ システム導入後も継続的な改善が可能な体制や仕組みが構築されているか。</li> <li>・ 導入インパクトが定量/定性的に示せなかったとしても課題の乗り越え方が明確になっている</li> </ul>
ユースケースの波及効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザーの現状の業務やシステムを分析し、具体的且つ実現可能なユースケースが設定できているか。</li> <li>・ またユースケース実現のための課題設定が適切であるか。</li> <li>・ コスト対効果を考慮し、生産性向上等大きなインパクトを与えるか。他企業に参考になり、業界全体に対してインパクトを持つか。</li> <li>・ 各テーマ（詳細は別途公表）の取組領域において、優れたモデル事例/失敗事例として他地域や他事業者に横展開可能なユースケースか。</li> </ul>
技術の優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術的革新性があり、既存のサービスや競合他社に類似するものがないか。</li> <li>・ プロトタイプのパフォーマンス（回答精度、速度、安定度、ユーザビリティ）が優れているか。</li> <li>・ ユーザーからのフィードバックを反映する技術的な仕組みが整っているか。</li> <li>・ 単一のモデルの評価にとどまらず、外部ツールや複数モデルを組み合わせた AI システムの多段階評価がおこなわれているか。</li> </ul>
国産基盤モデル開発への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国産基盤モデルの利活用の推進にとって有益なフィードバックがあるか。</li> </ul>

	※本項目は、事務局から国内基盤モデル開発事業者にフィードバックする。その際、情報提示元の応募者名は、応募者の希望があれば匿名とする。
--	--

(6) 懸賞金の交付決定および分配の方法

- ・民法に基づき、以下の審査を経て決定した受賞者に懸賞金を支払う。
- ・NEDO が交付する懸賞金のコンテストの審査は、当該課題領域の有識者で構成する懸賞金交付等審査委員会を設置し実施する。
- ・審査の結果、同率企業が発生した場合は、懸賞金交付等審査委員会による厳正な討議を経て順位を決することとする。
- ・審査員のうち、各応募者と利害関係(※)を有する者は、その応募者についての審査から外れることとする。
- ・協賛事業者が付いた場合、その事業者と利害関係(※)にある応募者は、協賛事業者が実施する審査部門の審査対象から外れることとする。
- ・応募者による研究開発の成果をコンテスト形式で審査し、一定の成果を上げた者に対して懸賞広告に記載のとおり懸賞金を交付する。
- ・提案書およびデモ動画提出締切日時までに提出がなかった場合や審査の結果、目標水準に達する受賞者がいなかった場合等には、「受賞者該当なし」となる可能性がある。
- ・受賞者に対しては、コンテストの結果(順位、懸賞金額等)を通知し、特設サイト等において受賞者、順位等を公表する。受賞者以外の応募者に対しては、受賞者とならなかった旨を通知する。

(7) 審査員

NEDO が交付する懸賞金のコンテストの審査は、以下表に示す当該課題領域の有識者で構成する懸賞金交付等審査委員会を設置して実施する。今後、審査員を変更・追加する可能性がある。

審査員名 (敬称略)	所属情報等
安宅 和人	慶應義塾大学 環境情報学部 教授／LINE ヤフー株式会社 シニアストラテジスト
大川 泰弘	Kaggle Grandmaster、株式会社東芝総合研究所 インフラシステム R & Dセンター スペシャリスト
その他、後日公開	—

- ・審査員のうち、各応募者と利害関係(※)を有する者は、その応募者についての審査から外れることとする。

- ・協賛事業者が付いた場合、その事業者と利害関係（※）にある応募者は、協賛事業者が実施する審査部門の審査対象から外れることとする。

（※）利害関係者の範囲について

- 一 審査を受ける者の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族にある者
- 二 審査を受ける者と大学・研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- 三 審査を受ける者が提案する課題の中で研究分担者若しくは共同研究者となっている者又はその者に所属している者
- 四 審査を受ける者が提案する課題と直接的な競争関係にある者又はその者に所属している者
- 五 その他機構が利害関係者と判断した者

#### （８）懸賞金の支払方法

- ・受賞者決定後、受賞者からの請求書の提出をもって、NEDO が受賞者に一括で支払うものとする。
- ・グループ体制の場合、代表者が請求書において賞金を代表で一括受領する参加者一人（代表者自身でもかまわない）を指定し（海外口座の指定は不可）、NEDO は当該参加者に当該グループ分の懸賞金全額を振り込む。
- ・請求書の発行については、別途受賞者（応募の代表者）へ事務局から案内する。
- ・受領後に必要な税務等の手続きについては、受賞者が適切に対応することとする。

#### （９）スケジュール（予定）

懸賞広告：2026年5月29日

応募説明会：2026年6月12日 13:00-14:15

応募期間：2026年6月中旬～9月末

提案書およびデモ動画提出：2026年11月末

1次審査、2次審査：2026年12月～2027年2月

2次審査結果（応募上位者）発表：2027年2月末頃

表彰式（兼最終審査、結果発表）：2027年3月下旬

応募概要等の公開、成果普及イベント：2027年3月下旬以降

※スケジュールの詳細は、決定次第特設サイトにて公表

#### （10）応募者の資格

- ① 応募者の当該応募者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有していること。ただし、国外の籍を有する者（企業、大学、研究機関を含む。）

の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により応募することができることとする。国外企業等とのグループにより応募する場合は、我が国に籍を有する者を責任者として設置すること。

尚、課題解決のため、日本国内に主たる技術開発のための拠点を有しない国外企業等もこれに追加する（国外の籍を有する者のみからなる応募等を認める）必要がある場合には、当該課題の応募要件を別途定める。

- ② 事業管理上、NEDO の必要とする措置を適切に遂行できること。
- ③ NEDO「懸賞金の交付等に関する規程」第5条（応募者の暴力団排除に関する誓約）の事項（以下に記す）のいずれにも該当しないこと。
  - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ④ 企画運営事業者（ポストン・コンサルティング・グループ株式会社）と利害関係（利害関係の範囲は上記（7）（※）参照）にないこと。
- ⑤ 応募（成果提出）締切日時までに成果を提出すること。
- ⑥ 提出する成果は「国の競争的研究費（内閣府の「競争的研究費制度」に該当するもの）」のみで作製されたものではないこと。「国の競争的研究費」で創出された成果に何らかの追加開発が施されたものであれば提出は可能。
- ⑦ 「補助金交付等停止措置」に該当中の者ではないこと。「補助金交付等停止措置」の該当者はNEDO ホームページ内に掲載されている者とする。